

労働統合型社会的企業における資源の混合

——共同連を事例として——

米澤 旦

近年、サードセクター研究において、社会的企業という組織概念への関心が高まっている。社会的企業をめぐって、日本の一部の研究では政府や市場に対する対抗的性格が強調されるが、欧州の研究を参照すれば、むしろ組織内部での政府や市場、コミュニティの資源を混合する性質に注目することが求められる。本論文では障害者就労分野の労働統合型社会的企業のケーススタディを通して、重層的な「資源の混合」の様態が存在し、それが事業の継続および社会的排除の解消に貢献していることを明らかにした。

1 問題の所在—福祉国家の再編の中の社会的企業

近年、社会的企業が社会的排除との関連で注目されることが増えてきた（谷本編 2006; 中川 2007; 藤井 2004）。経営学、社会政策学、社会学と学問領域は異なるものの、生産活動を営みながら社会的目的を達成する組織（社会的企業）に注目する点は共通する。

同じ社会的企業（Social Enterprise）という言葉でも、欧州とアメリカでは強調される側面が異なる（藤井 2007; Kerlin 2005）。欧州では社会的排除の解消に向けた社会政策の転換という文脈で社会的企業が注目されるのに対して、アメリカでは財政削減を背景としたNPOの事業化という意味で社会的企業が注目されるようになった。本論文の位置する福祉社会学、社会政策学において、重要な意味を持つのは社会的排除と関連づけられる前者であり、本研究では欧州的な意味での社会的企業概念に基づく。

社会的企業概念に含まれる事業体は多様性に富むが、その中でも、欧州的な意味での社会

的企業は介護、保育などの対人社会サービスの提供を行うものと社会的に排除された人々への雇用機会・訓練機会の提供を行うものの二つに大別することができる。とりわけ、近年では、社会的排除との関連で後者が注目されている（Nyssens ed. 2006）。

ここで、社会的排除とは「福祉国家（特に社会保険）、社会（中間集団）、経済（特に雇用）におけるメンバーシップの喪失」（菊地 2007：4）と定義される。欧州では所得格差だけではなく、社会における様々な場面におけるメンバーシップの喪失を社会的排除として概念化し、問題視する傾向が高まっている。

社会的排除の一つとして労働市場からの排除という問題が存在する。シングルマザーや若年者、長期失業者などの構造的に労働市場から排除される人々に対する雇用創出と就業訓練を目的とした社会的企業は、「労働統合型社会的企業」（Work Integration Social Enterprise = WISE）と呼ばれ、労働市場からの排除に対する処方箋として期待されている。

WISEが社会的排除の解消に貢献する理由は、

ひとつには、WISE が積極的労働市場政策の担い手として雇用機会を創出、媒介する役割を果たすためであるが、WISE の機能はそれだけにとどまらない。加えて WISE は失われた中間集団の紐帯を回復する役割を果たし（菊池 2007）、また、生産される対人社会サービスは地域内で消費されるとともに、その派生効果として個人や集団の雇用へのアクセスを高めると期待されている（濱口 2000）。

社会的企業は欧州で広く見られる組織であり、研究に関しても一定の蓄積が進展しつつある。翻って日本の状況を見ると、近年では日本でも社会的排除が問題視される傾向が強まってきた（岩田 2008）。そして、社会的排除に対抗して、日本でも数は少ないものの、活動を行う社会的企業が存在する¹。

労働統合型社会的企業を検討する上では、その活動が社会的排除にいかにかアプローチしているかという社会的目的の達成と、その活動が持続可能であるかという経済的目的の達成の両面から論じられなければならない。そして、この両者に対して重要な意味を占めるのが、複数のセクターの要素を組み合わせるといった社会的企業の性質である。しかし、この点に関して、日本の社会的企業研究を見ると、その一部は社会的企業の他のセクターに対する対抗性を強調することで、二つの目的に対する複数のセクターの要素を混合することのメリットをうまく捉えることができないという問題がある。

本論文では、それに対して欧州の社会的企業論の議論を検討し、WISE の事例を分析することで、社会的企業の混合的性格について明らかにする。まず 2 節で、日本の一部の先行研究を批判的に検討したうえで、欧州の社会的企業研究を参照し、社会的企業の混合的性格に注目する必要があることを論じる。3 節では本論

文の対象事例である障害者就労分野で活動する WISE の一つである共同連（正式名称：「差別とたたかう共同体全国連合」）について、その特徴を整理したうえで、4 節では共同連における資源の混合の様態について分析を行う。

2 先行研究の検討—独立性か混合性か

2-1 独立性が強調される社会的企業論

先にも述べたように社会的企業論は欧州由来のものと同アメリカ由来のもので強調される点が異なっている。経営学系のアメリカ由来の社会的企業研究においてはその概念は幅広く、事業的な側面が強調される（Defourny and Nyssens 2006）。日本の経営学系の社会的企業研究（谷本編 2006 など）も、社会的企業家の役割や事業性、またその革新性（イノベーション）のみが過度に強調される傾向がある点に問題がある（藤井 2007）。欧州の社会的企業概念はそれに比して、福祉国家の再編に関連づけられ、他のセクターとの媒介性に注目が払われてきたことはすでに指摘されていることである（藤井 2004; 藤井 2007）。

しかし、日本においては、欧州由来の社会的企業概念に依拠する論考においてさえ、社会的企業とサードセクター以外のセクターとの関係性について、社会的企業をコミュニティや市民社会と同一視し、市場経済や政府に対抗するものであるという視角から捉えようとするのがみられる。経済学者の粕谷信次（粕谷 2006）や社会学者の佐藤慶幸（佐藤 2007）がそのような研究者の代表例と捉えることができる。

粕谷は現代社会に対しての強い危機感を持つ。現状認識として社会全体の近代化の趨勢について、4 段階のモデルを描く。このモデルにおいては、政府セクターが未発達段階、政

府セクターが発達した段階（社会主義と福祉国家）、企業セクターが発達する段階（新自由主義的グローバリゼーション）が段階論的に区分される。そして現在は、新自由主義的グローバリゼーションの段階であり社会的排除、社会的持続可能性、生態系的持続可能性、に関して、危機的な状況にあるとされる（粕谷 2006: 36）。

粕谷によれば、このような「新自由主義的グローバリゼーション」が進行する社会で、社会が持続可能性を保つために有効性を持つのが、政府にも企業にもない特質をもつサードセクター＝社会的経済企業（社会的企業）²である。粕谷は次のように述べる。

かくて、近代になって芽生えたアソシエーションを基盤とする社会経済ベクトルの市場・企業セクター（右上〔引用者註：引用元の図は省略してある〕への伸張（経済面におけるベクトルの伸張を見よ）、そして制度化した民主主義を活性化するラディカルデモクラシーの推進による政治次元における市民的公共性の推進（左上〔引用者註：引用元の図は省略してある〕の国家に迫るベクトルの伸張を見よ）によって、近代初期に芽生えながら、中途挫折し未完のままの（経済的・政治的・社会的）「市民的公共性」ベクトルの全体社会への拡張（それらの相乗効果による面としての拡張、それこそ「サード・セクター」の革新的伸張・ルネッサンスといえる）。（粕谷 2006: 170）

この引用部から分かるように、粕谷は「サード・セクター」（＝社会的企業）が市民社会やコミュニティと同一視され、「国家」や「市場・企業セクター」に対抗する「ベクトル」をもった存在として捉えている。ここで、社会的企業

は本質的に市民的公共性を担う組織体であり、政府や市場とは対抗的な性質を持ったものである。

同様の趣旨で、社会的企業を高く評価する研究者に社会学者の佐藤慶幸がいる。佐藤は1980年代以降、一貫して生活クラブ生協をフィールドに調査研究を行ってきたが、近年の関心は社会的企業と社会的経済に向けられている。

佐藤は社会的企業を資本ではなく人間を基盤として事業を行い、アソシエーションとしての民主的な組織形態を採用する組織、セクターとして捉えている（佐藤 2007: 84）。その上で、次のように社会的企業を他のセクターとは明確に異なる特性を持つものと理解する。

＜社会的経済＞（引用者註：佐藤の議論では社会的企業と同義）は、市場競争によって余剰価値としての営利を追求する市場経済とも、今日の日本のように、法権力のもとに税金資本を調達し、法の擬制によって官僚主義的に非効率的に、あるいは既得権益にもとづいて公共財を分配する公共経済とも根本的に異なる。（佐藤 2007: 89）

佐藤の議論では社会的経済（社会的企業）と他のセクターとの違いが強調される。ハバーマスなどの議論を補助線としながら、佐藤は、社会的経済（社会的企業）は、「言語的、自然的、自発的コミュニケーションを媒介して成り立つ相互の信頼にもとづく、互酬的な協力・連帯関係」を原理とする関係であり、モノの交換を行う経済領域とは「根本的に」異なり、今後、新しい市民社会の中で重要性をもつのは社会的企業である、とされる。

佐藤の図式では社会的企業はアソシエーションと同一視され、企業や政府は官僚制的なシステムとして整理されているため、社会的企業と

政府・企業は対立関係にあるものと位置づけられる。佐藤は日本の現状について、経済と政治が密接に結びついており、政治の腐敗、汚職、利権構造、また近年の新自由主義的傾向が問題であることを指摘する（佐藤 2007: 112）。そのうえで「社会的経済はまだまだ小さくて微力なものだけれど、世の中でそれを拡大しながら、市場のあり方、公共経済（引用者註：政府）のあり方を批判していくこと（引用者註：が重要である）」（佐藤 2007: 112）と主張する。

ここまで見てきたように、粕谷も佐藤も社会的企業を国家や市場とは原理的に異なる存在として捉えたうえで、さらに国家や市場経済へ対抗的な存在であることを強調する。両者の社会的企業論は、ハバースの議論を土台として、「システムによる生活世界の植民地化をいかに防ぐか」という文脈で社会的企業を捉えようとする点が共通している。

佐藤や粕谷の議論はあるタイプのサードセクター理解の典型例である。この理解のもとでは、サードセクターの組織を何かしらの固有の原理を保持するものとみなされ、サードセクターは市場経済や政府から明確に区別される。しかも市場経済や政府と社会的企業との関係を対抗的、競争的に捉える。このようなサードセクターを固有の原理を持つ、政府や市場経済から独立した存在として捉えようとする考え方はサードセクター研究の中で少なからざる影響力を持ってきたと考えられる。

2-2 混合性を強調する社会的企業論

一方で、欧州の社会的企業研究を参照すると、粕谷や佐藤とは異なる性質が強調されている。欧州において、社会的企業研究を主導する研究ネットワークに EMES³ があるが、EMES はサードセクターの「開放的・混合的・多元的・媒介的」

性格を強調する（Evers and Laville 2004=2007: 51）。

EMES の研究者は、サードセクターを、何らかの単一の原理を共有した、明確な境界を持ち、他のセクターから独立したセクターとして捉えることに懐疑的である。むしろ、サードセクターは他のセクターからの影響を受けやすい、曖昧な領域として把握される。

このようなサードセクター理解の上で構築された、EMES の社会的企業研究においては、社会的企業は政治、経済、社会の要素が組織の中で混合する点が強調される。とりわけ、Evers の福祉多元主義モデルに基づき、資源などの混合様式を探求する性質が重視される、例えば後者の混合的な要素に関して、Defourny と Nyssens は次のように述べている。

EMES の研究ネットワークは社会的企業を市場と公共政策と市民社会の交点に位置づけてきた。特に、社会的企業の資源の混合（hybridization）を強調した。実際、社会的企業は、利用者からの販売や料金による収入を彼らの社会的使命に結びつけた公的な補助金、私的な募金とボランティアとを結合させてきた。（Defourny and Nyssens eds. 2008: 5）

引用が示唆するのは、社会的企業を政府や市場に対抗的な存在として見る視点というよりも、政治や市場経済、そして社会の各要素を混合して活用する社会的企業の姿である。少なくとも、EMES の研究者は、社会的企業自身を、企業や政府に対抗的なコミュニティ、あるいは市民社会と同一視しておらず、社会的企業は、政治、経済、社会の各領域の中間に位置し、各要素を混合（hybrid）する結節点であることが強調される。EMES のアプローチと、社

会的企業（WISE）を市場や政府とを対抗的な図式のもとで捉える粕谷や佐藤のアプローチとの間には他のセクターと社会的企業の関係に関して、ズレがある。

ここで重要なのは混合という視点であると考えられる。なぜならば、福祉国家の再編という文脈で社会的企業の効果が期待された背景には、政府と市場と市民社会の要素が混合することの利点についての積極的な評価があると考えられるためである。EUは近年、社会的包摂と凝集性の原理を組み込んだ資本主義を作り上げようとしており、社会的企業支援もこの戦略の一環である（大沢 2007: 220）。社会的企業が効率性と社会的包摂を両立しうるのは、効率性を求める市場的要素、排除を問題視する市民社会の原動力、そしてそのような試みが公共的問題に関わるがために保障される政府からの支援が混合するときだろう。しかし、対抗性を強調するアプローチでは社会的企業はコミュニティ、あるいは市民社会と同一視され、市場経済セクターや政府セクターと対抗する側面が強調されるため、市場的な要素や政治的な要素の混合とそのメリットは軽視される。

このように、他のセクターの要素の混合、混合過程に注目するのは EMES の研究者だけではない。藤井は、社会的企業は政府、市場、市民社会の媒介領域に位置し、多元的な資源・目標・運営メカニズム・組織文化等が入り組んだ組織であることを指摘しており（藤井 2004 : 58）、また社会学者の田中夏子もイタリアの社会的企業に対して市場、地域社会、行政との相互作用に注目してアプローチしている（田中 2004）。ただし、このように三つのセクターの要素の混合に注目するという視点の重要性は日本の研究者も指摘してはいるのだが、これらは日本における社会的企業の事例に基づいて検討されては

おらず、未だ日本の事例に関していえば仮説段階にとどまっていると考えられる。

以上を踏まえて、日本の WISE についても、EMES が強調する混合的性格が見出せるかどうか、そしてそれはいかなる機能を持つのかを実証的に検討することが、本論文の課題となる。EMES は混合される要素として資源、目的、ステークホルダーを指摘しているが（Nyssens ed. 2006）、このうちとりわけ EMES が強調する資源の混合的性格に限定する。ここで資源の混合に注目するのは、EMES だけに限らず、OECD や欧州委員会の報告書でも指摘されているように資源の混合が社会的企業の利点として強調されることが多いためであるとともに（OECD 1999; Employment and Social Affairs 2002: 19）、他のセクターからの資源の移転という局面が存在するために、政府や市場経済、市民社会と社会的企業の関係性を検討する上で適当であると考えられるためである。「日本の WISE においても資源の混合を認めることができるか。認められるとすれば、それはいかに WISE の社会的目的、経済的目的に貢献しているのか」が本論文の問いである。

3 領域と対象の設定

3-1 障害者就労の状況

1 節において欧州で WISE の活動に注目が集まっていることを述べたが、社会的に排除された人々に対する社会政策上の労働圧力の強い日本において欧州と同じ意味で社会的排除が問題になるかは簡単には判断できない。しかし、少なくとも障害者の雇用問題においては社会的企業の一定の貢献が期待できる。それは、障害者は一般的にも就労の場からは排除される傾向にあり、知的障害者や精神障害者、重度障害者の

場合はとりわけその傾向が強いという状況が存在するためである。

それは障害者の就労率に表れている。障害者の就労率は健常者のそれと比較して、大きな差があることが知られている。三障害とも障害者の就労率は4割前後にとどまる。一方で労働力調査(2008年平均)⁴によれば、20～64歳人口全体の就業率は70.8%(男性81.6%、女性59.8%)であり、障害者の就労率は健常者と比較して半分程度である。

また就労していても、すべての障害者が一般的な形式で就労してはいない。問題とされるのは「福祉就労」という福祉行政の補助金により運営される場への就労を意味する特殊な就労形態である。雇用契約のもとで就労する障害者と比べて、福祉就労のもとでは、労働法規の適用外にあり、月給1万円程度という最低賃金以下の条件で就労するケースが多い。雇用関係にない福祉就労のもとで働く障害者は重度の知的障害者や精神障害者にとりわけ多く見られる(中原2007:178)。

このように障害者は労働市場から排除されているということができ、障害者就労の領域においては、日本でもWISEは活動する余地が十分にあると考えられる。

3-2 共同連という対象

本論文では障害者就労の問題に取り組むWISEの一つとして、共同連をとりあげる。

共同連は1984年に、「共に働き、生活することが可能となるような制度を求めて、当時の厚生省・労働省に対する共同行動を行うことを目的として、全国各地の障害のある人ない人の『共に生き働く場』が集まって結成された」⁵団体である。共同連は、障害者の就労状況の改善を目指して活動を続けてきた。

共同連は共働事業所、社会的事業所と呼ばれる自立的な事業体の連合体である。共働事業所とは障害者と健常者が「自主的に共同の働く場をつくり出し、『共に働く』関係性を問いつつ、社会的、経済的自立を目指す事業体」(斎藤1997)を指す。現在ではこのような理念を共有する団体が80団体程度、ゆるくネットワークを形成し、活動を続けている。

共働事業所の特徴として、「共に働く関係」「障害者の労働保障」「社会的経済的自立を目指す事業体」(障害者労働研究会2002:6)という三つが存在する。

一番目の「共に働く関係」とは「障害者も健常者も対等な関係で働き運営すること」(障害者労働研究会2002:7)である。共働事業所では障害者も健常者も同じ立場の労働者として扱われる。共同連では「障害の有無にかかわらず人間は平等・対等であり、支配被支配の関係や権力関係を形成すべきではない」(障害者労働研究会2002:7)という理念を持つ。この理念は共同連で共有されている「能力主義の否定」(障害者労働研究会2002:7)とも通じる。「共に働く関係」は作業内容や処遇に障害者と健常者で区別される一般の共同作業所とは大きく異なる共同連の特徴である。

二番目の「障害者の労働保障」とは「基本的労働条件(労働時間、賃金、社会保険などの保障)を、障害者が働くにあたっては保障することを指す。共同連では、「障害種別や障害の「軽重」を問わず、「障害があろうが、なかろうが労働する権利は保障されなければならない」(障害者労働研究会2002:7)と考えられている。そして労働法規に則った労働条件が整備されるべきであると主張されている。

第三に、共働事業所は「社会的経済的自立を目指す事業」でなければならない。「障害者が

働くことを選択し、共働関係に基づく場をめざして作り上げる事業所が自立し存続しえないのであれば、共働は単なる夢物語になってしまう」(障害者労働研究会 2002: 8) という経済的自立の重要性の自覚がある。ただし、市場経済において生産性が高いとはいえない障害者と共に働く事業体と一般の事業体とが競争関係におかれることが困難である点への意識も高く、事業体の自立を支えるための制度整備の必要性は否定されていない。

ここで共同連の共働事業所や社会的事業所の各現場は自立的で多様性に富むことには注意しなければならない。例えば、共同連の理念の一つとして障害者の労働権保障があり、そこでは生活に足るだけの賃金保障も含まれているが、必ずしも全ての加入団体が達成できているわけではない。また組織の規模も団体ごとに大きく異なり、業種にも違いがある。過度な一般化には注意しなければならないが、共同連に所属する共働事業所はそれでも一定の共通性を保持していると考えられる。共同連の活動を総称する適当な用語もないことから、ここでは便宜上、「共同連」という言葉で各事業所の活動も称することとする。

このような特徴を持つ共同連は WISE と捉えることができる。社会的企業は欧州の社会的企業の研究者ネットワークである EMES の定義によると 9 項目の要件から定義される組織である。EMES の指標と共同連の活動を比較して検討すると、適合するかどうか明確に判断できない基準は社会的指標の「参加型の性質を持つ」であり、それ以外の 8 個の指標に関しては適合する⁶。すべてが同じ立場の労働者であるという共同連の理念からすればシングルステークホルダー的であるが、一般の作業所では職員、利用者という形で分けられることの多い、障害

者と健常者の両方が経営に関わるという意味ではマルチステークホルダー的である⁷。

マルチステークホルダー性は重要な要件ではあるが、社会的企業は多様であり、必ずしもすべての指標の適合性を EMES も求めている(Defourny and Nyssens eds. 2008: 5)。またマルチステークホルダー性は地域での社会関係の構築という点からは、重要な項目であるが、欧州でも活動実践によって差がある条件である(藤井 2007: 99) ため、必ずしも不可欠の要素とは言えないと考えることができる。よって本論文では共同連を WISE のひとつと捉える。

障害者就労の領域で活動する WISE はスワンベーカーリー(小松・北島 2005 など) やべてるの家(前田 2007 など) などの事例の先行研究が WISE と概念化されているわけではないものの、いくつかみられる。社会的排除は多元的であり、WISE も社会的排除に対して多様なアプローチによって対応する⁸。共同連は先行研究ではほとんど取り上げられていないが、以下の理由から日本の障害者就労の状況という文脈では重要性を持つ。

第一に、先にも見たとおり、日本の障害者就労を検討する際に、問題とされる排除の局面として、最低賃金を保障され、労働権の保障された労働市場からの排除があると考えられるためである。共同連の場合は、労働権保障という特徴に見られるように、労働権の保障された通常の意味での就労に設立当初からこだわりをもって活動を行っており、実際に、多くの共同連の共働事業所では「福祉就労」と比べて高い賃金が支払われている。

第二に、健常者も障害者も同じ立場で事業経営に参画することが認められていることも、WISE として共同連をとりあげる理由である。共同連の事業所では、意思決定の際には、健

常者だけでなく障害者の意思が反映されることが重視されていることが多い。欧州的な意味での社会的企業の特徴の一つはその民主性にあるが、共同連はその配慮を行っている。

ただし、共同連の特徴のひとつである障害者と健常者の対等性は WISE 全体の特徴であるわけではないことには注意する必要がある。この点に関して、過度な一般化は問題であり、欧州の事例でも、共同連のように完全に対等な関係で働くケースは多いわけではない（斎藤 2002）。ただ、共同連の場合は、この対等性が後述するように平均よりも高い賃金を支払うことを可能にする一要素として機能していることは予め指摘しておきたい。

本論文の分析は共同連の事業所へのヒアリングと共同連が発行する機関紙、事業報告書、出版物をもとにしている。またあわせて各団体の会議や全国大会に参加し、参与観察を行った。ヒアリングは共同連に所属する 3 つの事業所（A 共働作業所、B 会、C 事業所）の代表者と構成員に対して、2008 年の 6 月から 11 月にかけて計 11 回行われた。ヒアリングの質問内容は主として事業体の事業内容が中心であった。

4 共同連における資源の混合の検討

資源の混合という視点は、Polanyi の多元的な経済モデルと深く関係している。Polanyi は市場経済モデルを批判し、経済を実体的に把握することの必要性を主張した。その際に財の配分様式として区分されるのが、市場交換、再分配、互酬の三つである（Polanyi 1977=1980: 89）。WISE の分析において市場交換は経済の領域からの資源（事業収入など）として、再分配は政治からの資源（補助金収入など）として、互酬は社会からの資源（寄付・ボランティア、

社会関係資本など）として捉えられる（Gardin 2006）。

「資源の混合」の分析は次の二つのプロセスに分けることができるだろう。第一に、このような三種の資源が何らかの形で共同連の活動の中で活用されていることを明らかにすることが求められる。そして、三つの資源の存在が認められたならば、その上で、三種の資源の混合によって活動の中でメリットが生み出されているかを確かめなければならない。以下、この二つの問題について、検討していく。

4-1 共同連における各資源の様態

まず、共同連において、三つの配分様式に基づいて資源が獲得されているのかどうかを見ていこう。結論から言えば、共同連においてはこの三種の資源が活用されている。

4-1-1 互酬に基づく資源

欧州の社会的企業において互酬は社会的企業の核となる部分であるとみなされている。互酬的資源は多様な形態を採るが、その代表的な形がボランティアや寄付である。

共同連の活動のなかで、ボランティアの協力が重要な意味を占めるのは組織の立ち上げ期である。共同連のいくつかの団体では設立初期には大学などの障害者サークルと協力して事業の立ち上げが行われた。その際には、従業員だけではなくボランティアが事業活動に関わることも少なくなかった。ただ、一度、事業を軌道にのせた後では、ボランティアは共同連の活動において中心的な役割を果たすことは少ない。

だが、互酬による資源は共同連においても核となる要素であると考えられる。現在でも、共同連の活動を支えているのは相互扶助的な考え方である。具体的には必要原則に基づいて支給

される報酬と実際の生産性が連動しない点に互酬的要素を見いだすことができる。

健常者に比べて、障害者は生産性という点では差がある。このことは共同連では否定されていない。しかし、共同連では生産性に差があっても自立に必要な賃金を支払うべきだという規範が存在する。ここで実際の生産性と支払われる報酬との間の差分を、互酬の一種とみなすことができる。例えば、次の文章には互酬的な要素が見て取れる。

A 共働作業所にダウン症と呼ばれる知的障害の青年がいる。どこの職場にもいるような普通の青年であり、仕事をやる気は無いことはないが生産性は格段高いというわけではなく、それなりに就労生活を謳歌している。…ある年の夏の暑い日、私が印刷工程で製本の仕事を汗かきながらやっていたことがあった。午後一番に納品というお尻の決まった仕事で、少し急いでいた。件の彼が二階から降りてきて「Sちゃん（引用者註：団体の代表者）、がんばっているなあ〜」と茶化したように声をかけつつ外へ出て行った。「おいおい、昼休みにはまだ早いぞ〜相変わらずぬるい仕事しとるな、おれのこの額の汗を見ても、Tシャツもベトベトやぞ」と内心立腹しつつ仕事を続けていると「一服しいや〜」と100円自販機のジュースを買ってきてくれたのだ。脳天をぶちのめされた？ような清々しさを感じ、機械と手を停めジュースを飲み干した。…納品の運転も穏やかな気持ちのまま推移し、お客さんにも喜んでいただき歓談して充実した達成感の中、帰路につけた。あの一服のジュースが無かったらこんなゆったりした気持ちで仕事を遂行はできていなかったかもしれない。…どちらかという彼の分配

金の中には他のメンバーの生産が多分に入っているかも知れぬ。しかし、誰も彼をお荷物だとは思わない。それどころか、大切な提案をしてくれる存在として欠かすことのできない同僚なのだ⁹。

この代表者は、ダウン症の労働者は生産性が高いとはいえ、彼の分配金にはほかのメンバーの生産が多分に入っているが、分配と能力の非連動は問題ないと述べている。むしろ、ダウン症の労働者は仕事のなかで「穏やかな気持ち」を生み出す「大切な提案」をしてくれる存在として生産性とは別の基準で肯定的に評価される。共同連においては働く障害者は生産性に関わらず、自立的な生活を営めるだけの賃金が保障することが目指されている。ここに一種の互酬性が存在する。

労働の生産性と実際の報酬が連動しないことは一般の企業や行政組織でも見られることである。だが、共同連の場合、その程度が大きく、また、生産性と報酬が連動しないことが団体の長所として積極的に評価されることに特徴がある¹⁰。

こうした特徴を反能力主義と言うなら、共同連の事業所では、反能力主義を障害者だけではなく、健常者にも当てはめることで、働きやすい職場環境が構築されているという考えを共同連の構成員から聞き取ることができた。具体的にはノルマがないとか、職場の上下関係がないというような労働環境が存在し、それが若年者にとっては共同連で働く誘因になることがある¹¹。

ただし、組織内部の互酬性について言えば、生産性と賃金が連動していないことにより、一般よりも低い賃金であるにもかかわらず、長時間の労働を自ら進んで引き受けることがあることも注意しなければならない。休日も無いほど働く健常者もおり¹²、対価に見合わない報酬

で過剰な負担を自らに強いるケースもある。とりわけ、各現場の責任者クラスの状態にいる人に過剰労働を自らに強いるケースが多い。

以上に見たように互酬的な資源は二つの意味で共同連の中で重要な意味を持っている。第一に立ち上げ期においては、ボランティアの協力のもとでの事業運営が行われており、この時期において互酬的な資源が占める意味が比較的大きい。第二に、共同連の組織内部に存在する反能力主義が一種の互酬的資源として働いている。反能力主義は対価に見合わない過剰労働を導くこともあるが、若年者に対して共同連で働く誘因になる可能性もある¹³。

4-1-2 再分配に基づく資源

共同連の理念のもとで運営されている事業所では、行政の制度を利用しながら活動を続けている事業所が多い。

重度障害者が多い共同連の事業所では単独では継続的な事業展開は難しく、行政からの補助金は障害者の生産性の低さを補うために必要と考えられている。行政からの補助金は大きく分けて、福祉財政によるものと労働財政によるものに分けることができる。福祉財政による補助金は、共同作業所、授産施設への補助金の制度が利用されている、あるいは社会福祉法人制度に対しての補助金を受給するケースが多い。労働財政による補助金としては、障害者を一定以上雇用した場合に支給される障害者調整金制度が利用されている。このうち、とりわけ福祉財政に基づく補助金は大きな比重を占める。

しかし、福祉財政に基づく補助金に対して共同連は批判的スタンスを採る。福祉的な制度が障害者を単に施設の利用者としてしか扱わず、健常者には障害者の指導員という位置しか与えないためである。福祉財政に基づいた補助金は

共同連の考え方とは根本的に異なるとされる。このような福祉制度にもとづく補助金について、共同連は自らの実践と福祉制度との間で境界線を引く。

我々のもらっている補助金というのは、…
(中略) …障害のある人にサービスを提供する、という言い方をするとスマートなんだけれど、障害者の世話をすることに対して職員をツールに使いなさいという話で非常に差別的なんですよ、僕たちからすると。それに対しては非常に嫌悪感というか、お金をもらって活動することの居心地の悪さを感じてたんで¹⁴。

しかし、共同連が全く行政の制度を利用しないかと言えばそうではない。むしろ共同連は積極的に福祉制度を利用してきた。政策の意図とは異なる形で、工夫をしながら、多くの事業所では確信犯的に制度を活用してきた。共同連内部でこのことは「共働事業所」づくり運動の歴史を振り返るときに、「制度駆使の歴史」であったと正当化されている。

このように共同連の理念と福祉制度の理念との間での根本的なズレを抱え、緊張関係をはらみながら、再分配関係に基づく資源は持続的な経営のために活用されてきた。

ただし、多くの団体は上記のように緊張関係を抱えながら公的な補助金を活用しているが、いくつかの地域では、指導・被指導的關係ではなく、健常者と障害者が対等に働くという共同連の理念と適合的な制度を成立させてきた。最も古いのは大阪の箕面市(1993年)であり、その後滋賀県(2005年)、北海道の札幌市(2007年)で制度化されてきた¹⁵。これらの制度は共同連の中では肯定的に評価され、全国に拡大することが目指されている。

4-1-3 市場交換に基づく資源

共同連の組織は多くの場合、事業活動に関して積極的であり、事業が基本的に活動の中心を占めている。実際に営まれている事業は、印刷業、パン製造、菓子製造、リサイクルなど多岐にわたる。先にも述べたように共同連の目標の一つに事業体としての自立が掲げられており、一般の作業所と比べても、共同連は事業として採算をとり、事業を拡大させることが重視されているということができる。例えば、共同連の団体のひとつであるB会のパンフレットではB会の特徴として、「ビジネスセンスの導入」という項目が存在し「B会では、消費者のニーズに応え、市場で競争できる商品やサービスを作り出しています」と述べられている。これは、市場に流通可能なものを作り、組織を効率化していくことに関して一定の志向性が存在していることを示している。

このように共同連が事業体として高い生産性を確保できる背景には、健常者と障害者の人数バランスとその関係性への配慮が存在する。共同連は設立当初から健常者と障害者が同じ程度のバランスで、同じ立場で働くことを強調しており、このことが生産性の維持に貢献していると考えられる。実際に、障害者と健常者の比率はA共働作業所では1:0.66、B会では1:0.7、C事業所（菓子製造部門）では1:0.6である。

障害者が構成員のほとんどを占める一般の小規模作業所との組織構造上の違いはこの点に求めることができる。一般の小規模作業所では共同連に比べると多くの障害者に対して少人数の健常者が指導するという構造を持っている。小規模作業所の障害者と健常者比率は1:0.32である¹⁶。また、生産活動に携わるのは主として障害者のみが多く、健常者は生産活動に直接は

関わらない。この点に関して、次のように共同連の代表者は述べる。

今の作業所や授産施設があり続ける限り、そんなに簡単に一気に収入が増えたり、なにかができるということは不可能だと思いますね。少人数の職員と多数の障害者が集められて、しかも重度化ということがずいぶん言われてきて、そこにいわゆる補助金がどーんとあって、授産施設のわずかな売り上げがあるだけです。職員の給料は補助金で保障されていく。障害者わずかな売上を分けるという構造があるわけで。この構造自体を変えないといけない（障害者労働研究会 2007: 120）

このように共同連では障害者と健常者が、可能な限り同じ割合で、しかも対等な立場で働くという原則のもとで、事業体として一定の競争力を確保していると考えられる¹⁷。

共同連はイタリアのB型社会的協同組合を高く評価するが、これはイタリアのB型社会的協同組合の規定において、社会的に排除された人々の占める割合の最低線が30%と比較的低い割合であるためである。共同連ではこの点を社会性と事業性の両立と捉える。

以上の検討から明らかなのは、共同連においても、三種の資源が実際に活用されているということである。互酬、再分配、市場交換はすべて共同連の各事業を支える資源である。それでは三種の資源はどのように混合され、それは共同連の目的に対していかなる機能を果たしているのだろうか。この点を明らかにすることが次節での課題となる。

4-2-1 事例のプロファイルと収入バランス

以下では滋賀県の共同連の事例に限定して、どのように資源の混合が起こっているのか、を論じていく。取り上げるのは、A 共働作業所と C 事業所である。

まず A 共働作業所の資源混合について論じていく、1975 年に作業所として運営を始めた A 共働作業所は、当初から印刷業を営んできた。最初に障害者も含めて雇用契約を結ぶようになったのは 1985 年である。それ以降、あとで紹介する C 事業所とは異なって事業の多角化は行わず、30 年間、印刷業のみを営んできた。現在では障害者 12 名、健常者 8 名が雇用されている。雇用される障害者は脳性マヒ者など「職業的重度がほとんど¹⁸⁾」である。

A 共働作業所の過去 4 年間の事業収入と補助金の割合を（表 1）で示した。A 共働作業所は社会的事業所制度と事業型作業所制度をそれぞれ用いて、一事業所ずつ運営しているが、ここでは資料の制約から社会的事業所に議論を限定する。このグラフから読み取れるように、A 共

働作業所においては、事業収入と補助金の割合は 9 : 1 ~ 8 : 2 を推移しており、事業収入と補助金の割合に大きな変化はない。

A 共働作業所は収入のほとんどを事業収入から得ている。事業収入は共同連の中でも最高水準であるが、事業収入のみでは安定的な経営は維持できない。代表者は次のように述べる。

売り上げは 7000 万円ほどなんです。人件費は 3500 万から 4000 万ほどいっているのではないですかね。50%程度。だから足りない。本当は売り上げの 30%程度が適切な人件費でしょう。その足りない部分を悔しいかな、補助金に頼らざるを得ない。それがなかったらすぐ倒産状態ですね¹⁹⁾。

A 共働作業所は C 事業所と比べても高い割合の事業収入を得ているが、それでも、「足りない部分を悔しいかな、補助金に頼らざるを得ない」状況にあり、補助金がなくなれば、すぐに

（表 1） A 共働作業所の収入のバランス

（単位：千円）

	2005		2006		2007		2008（見込み）	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
事業収入	75,191	87%	76,489	84%	68,075	83%	65,000	83%
福祉助成金	8,267	10%	11,276	12%	11,276	14%	10,559	13%
労働助成金等	3,024	3%	2,772	3%	2,772	3%	2,772	4%
合計	86,482	100%	90,537	100%	14,048	100%	78,331	100%

出所：社会的事業所経営状況照会（回答）票をもとに著者作成

（表 2） C 事業所の収入のバランス

（単位：千円）

	2004		2005		2006		2007	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
事業収入	42,072	59%	79,125	62%	211,993	78%	166,373	74%
福祉助成金	24,936	35%	37,924	30%	47,110	17%	48,980	22%
労働助成金	2,366	3%	9,366	7%	8,717	3%	9,254	4%
寄付	1,628	2%	1,904	1%	5,000	2%	76	0%
合計	73,007	100%	130,325	100%	274,826	100%	226,691	100%

出所：C 事業所の事業報告書をもとに著者作成

註：福祉助成金には就労継続支援事業で国から支払われる給付金も含めている。

倒産状態に陥ってしまう状態にある。

続いて、C事業所は主としてクッキーの製造販売を行う共同連の共働事業所の一つである。C事業所では32名の障害者を雇用し、最低賃金を超える時給685円～1000円程度の賃金を支払っている。当団体は社会福祉法人格を持ち、この下で就労継続支援A型、B型、および社会的事業所が運営されている。

C事業所の収入に占める再分配、互酬、市場交換の割合を示したのが(表2)である。C事業所では6割から8割程度を事業収入が占める。2割から4割程度を福祉行政による助成金が占め、寄付の割合は1%程度と非常に小さい。

事業収入はC事業所の活動の大きな割合を占めているが、労働行政および福祉行政からの資源もC事業所の経営に不可欠な割合を占める。C事業所では事業収入だけでは、継続的な経営は可能になっていない。事業収入は活動の大きな部分を占めてはいるが、労働行政、福祉行政双方からの収入が継続的な経営には不可欠であると言うことができる。

以上のように両事業所の収入のバランスを見ると、どちらの事業所も事業収入が収入合計のなかで大きな割合を占めるが、それ単独では継続的な経営が可能になっているわけではない。共同連のA共働作業所、C事業所に関して言えば、資源を複数組み合わせ、経営が行われていることを意味している。

ただし、共同連における資源の混合は複数の収入源が存在することだけを意味しない。複数の資源が重層的に組み合わせ、障害者雇用の改善を図るといふ社会的目的と継続的な経営を図るといふ経済的目的の達成が図られている²⁰。互酬—市場交換、互酬—再分配、再分配—市場交換の組み合わせそれぞれについて順に見ていこう。

4-2-2 互酬と市場交換の混合する局面

互酬と市場交換が混合する局面は「社会に埋め込まれた市場」での取引に見て取ることができる。「社会に埋め込まれた市場」という概念はEMESがWISEの経営の特徴のひとつとしてあげているもので、製品に込められている価値やWISEの社会的目的に共感することに動機づけられた製品の取引のことを指す(Gardin 2006: 117)。共同連の場合は、具体的には生協などの品質に配慮する業者や、社会的目的に共感しやすい学校や役所などが取引相手となる²¹。

社会関係を利用した物品の販売で扱われる商品は基本的に何らかの社会的な意味が込められていることが多い。社会的な意味とは自然食品であるとか、無農薬であるとか、原料にこだわるといった意味のことである。製品に社会的意味をこめることには、二つの目的があり、第一に、製品の差別化のためであるが、第二に、品質の良いものを作ること自身が事業の一部として認められている。これは共同連が社会運動的側面を持つために障害者雇用以外の社会的目的を実践することに関して寛容であるためだと考えられる²²。

C事業所でもA共働作業所でも社会関係を利用して、商品を市場で販売している。例えば、C事業所では原材料に配慮した製品を生協や学校などに訪問販売しており、A共働作業所では授産施設の振興団体を仲介にして県庁の生協から名刺の発注を受託している例があるという。社会関係資本と市場での取引が組み合わせられた例として社会に埋め込まれた市場での取引をとらえることができる。

ただし、社会関係を利用する社会に埋め込まれた市場での取引はその規模という点で限界を抱える。C事業所の代表者は社会に埋め込まれた市場の規模について次のように述べる。

自然派市場（引用者註：社会に埋め込まれた市場）は自然派市場で持っているんだけど、限界が5000万円くらいなんや。（引用者註：自然派志向の）クッキーとかでいけるのは。それ以上で伸ばそうとすると違う商品になるんやね。

A 共働作業所の代表も、A 共働作業所の理念だけに共感して発注を受けることは「ほとんどない」と述べる。この2事例に関して言えば社会に埋め込まれた市場交換による取引は、それ単独で事業が営めるほど、規模は大きくないと考えられる。

この点に関連して、C 事業所の代表者は一般での市場取引と埋め込まれた市場交換の役割の分担を強調している。一般市場と自然派市場ではその性質が大きく異なる。

代表者：ただ自然派市場はあまり浮気したらへん、お客さんが必ず自然派に戻っていかはるのと、インテリジェンスな人が多いので売りやすいのは売りやすい。なんて言うかな、値切らない。せやけど、それだけだと日本の経済は回っていかへん。一般市場、半分は一般受けする商品を作らないといかん。

筆者：最初は自然派市場だけだったんですよ。

代表者：そこで限界を感じてしまった。この市場の消費に。

筆者：5000万円で頭打ちなんですね。

代表者：そう、分かってしまった。

自然派志向の商品を買う層は「インテリジェンス」な層に限定されるが、この層は一般市場の取引先のように値切ることもなく（そのため

ある程度の高さの利益率が望める）、他の取引相手に逃げることも少ない。C 事業所では埋め込まれた市場の規模の限界を認識した後、一般市場向きの商品を開発に重点を移したが、埋め込まれた市場を完全に放棄したわけではなく、市場の性質に応じた使い分けを行っている。

埋め込まれた市場交換以外にも、市場での製品の競争力を増すためにノウハウのやり取りも行われている。B 事業所の代表者は次のように述べている。

（引用者註：事業所間での）連携があるから、例えばうちは（引用者註：共同連の）事業所Pとよう情報交換する。あそこもマニャック市場（引用者註：埋め込まれた市場交換）一本でやっているから、そこで連携して。なんとかいうところのココアはなかなかよかったよとか。

このように共同連の他の団体からの情報を利用することにより、商品競争力の向上を図っている。また、C 事業所では共同連以外の作業所に対しても経営ノウハウの提供や優先的な発注を行っている。これはノウハウを提供することで、少しでも多くの障害者雇用を拡大するためである。このように互酬的な資源の配分様式と市場交換の配分様式が組み合わされて、社会的目的の達成および経済的目的の達成が目指されている。

4-2-3 互酬と再分配の混合する局面

互酬的資源が再分配による資源を呼び起こす例も存在する。とりわけ滋賀の場合は、社会的事業所の制度整備時においてこのような展開を見ることができる。

滋賀県は1980年代後半から小規模作業所の支援政策を強化したが、その流れのなかで

2000年に事業所型作業所制度が成立した。事業所型作業所制度は「働く障害者を利用者ではなく障害者従業員としてとらえ、1/2以上の障害者従業員に最低賃金以上を支払い雇用関係を結ぶ事を義務づけた」(滋賀県社会的事業所協議会 2008: 36) 制度である。

この事業所型作業所制度の延長線上の成立したのが社会的事業所制度である。事業所型作業所が全ての利用者と雇用契約を結ぶことを求めておらず、すべての労働法規を適用するまでには至っていないこと、一方で労働法規が全面的に適用される福祉工場は20名以上の定員が必要であり、社会福祉法人でないと設置・運営できない等の制約があることを踏まえたうえで、「従来の施策の延長ではなく、新たに就労の場そのものを創出することによって、より障害者の労働ニーズに対応するために」(障害者の就労支援に関する検討委員会 2004: 15) 作り出された制度である。社会的事業所制度は福祉と労働の連携が重視された。

この社会的事業所制度は障害者全員との雇用契約や、障害者の経営参画などの7項の要件を満たす²³、労働法規を全面適用した事業所である。現在では滋賀県で6ヶ所社会的事業所制度に基づいて事業運営がなされている。この制度の特徴は補助される資金の用途が限定されておらず、障害者の賃金にも使用可能であるという点である。A共働作業所の代表者は次のように述べ、画期的な制度であることを強調する。

2000年にやっと事業所型作業所という形で雇用関係を結ぶことを認めさせた。でも作業所制度だからお金は健全者に使いなさい、というたがは相変わらずはまったままや。でもそれを画期的な形で変えたのが、社会的事業所制度。

社会的事業所制度自体が一種の互酬的な要素を持ち合わせている。社会的事業所制度の場合は他の障害者就労施策の制度と異なり、使途に制限が存在しないため、一種の賃金補填的に使われることが可能である。この仕組みは再分配からの資源が互酬的に用いられていると考えることができる。

この社会的事業所制度は、共同連のA共働作業所やC事業所などが中心となって構築されたという経緯を持つ。社会的事業所制度の原型を作った委員会(今後の共同作業所のあり方に関する検討委員会)にC事業所の前代表が委員として出席している。C事業所の前代表はA事業所の代表と協力しながら、他の滋賀県内の授産施設を説得して回った。

C事業所の代表の…Kっていう代表がそのあり方検討委員会の委員としてでてたんでね、僕と一緒にね、きょうされんやセルブ協や育成会やなんやかんやの団体²⁴の委員の現場一軒一軒回ってね、一緒に。各々のいろんな形の作業所は認めましょと、もちろん全部大切です。しかし、そこで雇用関係を結んでね、労働者性を担保しながら地域で働くという作業所があることを認めてくださいよと。誰もそれは悪いことやないから反対できへんのよ。そやねと一緒につくりましょって言う話や。でもそれは本当に何回も議論して、何回も回ったわ。一回聞いたぐらいでは聞いとらへんから。そのうえでやって事業所型できたわけよ、そのうえで社会的作業所がまたあるわけや。

これはA共働作業所やC事業所が共同連とは理念が異なる団体との間に作り上げた社会関係

資本という互酬的な資源が再分配による資源獲得の基礎として機能したことを意味する。

現在、社会的事業所制度は県単独の制度であるため、財政基礎構造改革による地方財政の切りつめと障害者自立支援法の施行という文脈で縮小圧力に晒されている²⁵が、A共働作業所やC事業所が中心になって作られたネットワークはそれに抵抗する機能も果たしている。A共働作業所、C事業所が中心となって生まれた社会的事業所のネットワークである「滋賀県社会的事業所協議会」はロビー活動を行い、社会的事業所制度の存続に向けて活動を行っている。社会関係資本という互酬的資源が再分配による資源を創出し、維持する機能を果たしている例とすることができる。

以上のように社会的事業所制度の例から、これら二つのWISEが再分配からの資源と互酬的資源が組み合わされた結節点として機能していることが理解される。

4-2-4 再分配と市場交換が混合する局面

最後に再分配と市場交換が混合する局面を論じていく。共同連において再分配による資源と市場交換が混合する最も顕著な局面は、市場交換からの資源を獲得するための設備投資の一部に再分配からの資源が用いられる際に見られる。

C事業所では、先述した社会的事業所制度を全面的に用いて事業運営を行っているわけではない。どちらかと言えば、健常者—障害者間の関係でいえば指導—被指導の関係が前提とされ、共同連の理念とは異なる法人制度である社会福祉法人格を用いた運営を行っている。このようにC事業所が理念とは沿わない事業所制度を使用する理由は社会福祉法人制度のほうがより多くの設備投資のための補助金が支給されるためである。この点について、事業所の代表者は次のように述べる。

筆者：C事業所の場合は制度を利用するっていう考え方ですが、それはなぜですか。

代表：それは建物を建てたりとかするときそういう制度の中に出たほうがよいけでる。そのままであがなっているとあまり出えへん。実をとるか理念をとるかという問題でウチは実をとる。作業所の補助金をもろうている段階で負けなから自立支援法内施設になろうが、同じなからという考え方で。社福とって小規模通所っていう国の施設にいったんだけど、…なんでとったかといえば、それで建物を建てる補助が出た、国庫補助っていうんだけど。それによって建てられることになって、建てられることによって生産設備がよくなって、生産量が上がった。生産量が増えたら事業売上が上がるでしょ。事業売上ができたら障害者雇用できるし、みんなの給料あげられるでしょ。そういう考え方で。

このようにC事業所では、より多くの障害者雇用を生み出すために再分配からの資源を設備投資に用いて市場交換による資源の拡大を図っている。収入の変化は先にあげた表2の2005年から2006年までの変化の場面において見て取ることができる。収入の倍増は戦略的な行政からの補助金獲得によってはじめて可能になった。

一方で、A共働作業所は事業全体を社会的事業所制度と事業型作業所制度で運営している²⁶。これは業態や規模の違いに加えて、A共働作業所が社会的事業所制度の意義を高く評価していることも影響している。社会福祉法人制度と比べ社会的事業所制度では金額自体は小さいものの4年ごとに800万円程度の設備投資のための補助金が支給される。この行政からの補助金はA共働作業所の場合、設備投資に使用され、同業他社と競争できる条件となっている。

制度の利用に関して重点の置き方は異なるものの、どちらの事業所も再分配による資源が市場交換に基づく資源獲得の効率性を向上させるために使用されているという点は共通している。

4-2-5 考察と本分析の限界

以上を整理すると、以下の知見を得ることができたといえることができる。

第一に、滋賀の共同連においては、事業収入単独で継続的な経営が可能になっているわけではなく、複数の資源のチャンネルを用いることによって継続的な経営が可能になっている。これは前節での記述を確認するものである。

第二に、複数の資源の配分様式はそれぞれに組み合わせられて、社会的目的、経済的目的の達成に貢献しているといえることができる。互酬—市場交換、互酬—再分配、再分配—市場交換というそれぞれの資源の配分様式は重層的に関係しあっており、共同連という WISE はそれぞれの配分様式の混合の結節点になっている。そして、それぞれ、障害者雇用の改善という社会的目的、事業の持続的経営という経済的目的と結び付いている。

このような重層的な配分様式の混合を理解するためには、ある時点での収入の配分構造を理解するだけでなく、事業収入には表れにくい事業体に関連する社会関係資本の把握、および資源の混合のプロセスを重視する動的な把握が不可欠であると考えられる。動的的にアプローチすることにより、互酬の資源が果たす役割が小さくないことが明らかになった。複数の資源の配分様式の重層性に、動的にアプローチするという視点を提起したことは、より精緻な資源混合の分析のための足がかりにはなるだろう。

しかし、本論文では事例とした二つの事業体

そのものについては一定の検討が行えたものの、それらに係る組織ネットワークに関して、その機能と様態を十分に描き出すことができたとは言えない。行政組織をはじめとする地域の諸組織と事業体の関係について分析が及ばなかった点が指摘できる。また今回は資源の混合の持つ、目的に対する順機能的側面に焦点を当てたが、複数の資源に依存することで生じる経営の不安定性の問題、あるいは過剰にある資源に依存することを意味する制度的同形化といった、資源の混合に付随する逆機能的側面を論じることは叶わなかった。これらは今後の課題としたい。

5 おわりに

以上、本論文において、労働統合型社会的企業の「資源の混合」の様態について分析してきた。「日本の WISE においても資源の混合を認めることができるか。認められるとすれば、それはいかに WISE の社会的目的、経済的目的に貢献しているのか」という問いに対しては、少なくとも、本論文で取り上げた共同連の二事例においては、三種の資源の混合を認めることができ、それらは重層的に混合し、社会的目的、経済的目的に対して順機能的な役割を果たしているといえることができる。

健常者と障害者が同じ立場で働きながら、事業体として効率性を追求することで、高い割合で市場からの収入を獲得しつつ、日々の運営や設備への投資を行うために行政からの補助金を確保し、反能力主義を徹底することで障害者へも最低賃金を保障しながら活動する共同連は、三つのセクターの資源を混合させた WISE の成功例の一つである。重層的な資源の混合の結果として、障害者に対して「福祉就労」よりも高

い賃金で雇用を提供し、また事業体としても継続的な経営が可能になっていると考えられる。

以上の知見は、政府や市場への対抗性を強調する、従来のアプローチでは得ることができなかったものである。対抗性を強調するアプローチでは、行政も社会的企業の活動の不可欠な関係主体であること、あるいは社会的企業が営利企業と同様に効率性を追求し、事業を拡大する志向を持つことを十分に捉えることができない。

本論文は、WISE に関して組織内部の資源の混合に注目するという EMES の視点が日本の事例に関しても有効であることを示唆する。ただし、本論文は単一事例の分析であるため、資源の混合が他の障害者就労に関わる WISE に関しても当てはまるのか、そしてまた、他の領域の WISE に関しても当てはまるのかどうかは、今後、検討の必要な作業になる。

資源の混合という性質に注目することはサードセクターの組織ごとの違いを浮かび上がらせる点で重要な意味を持つと考えられる。混合の配分比率や社会的、経済的目的との結びつき、社会関係資本との関係の違いによって社会的企業の性質と社会的機能は異なるものとなるだろう。WISE の整理とその機能の分析は今後不可欠になると考えられる。

また各セクターの要素の混合という視点は、セクターの境界を超えた組織の比較の際にも有効性を持ちうるだろう。サードセクター、あるいは社会的企業という概念は境界が明確な概念ではない。おそらく、今後検討が必要となるのは社会的企業一般の性質の探求ではなくて、いかなる要素のミックスがその組織の目的にとってどのような機能を果たしうるのかに関するセクターの境界を超えた分析であるだろう。

福祉から就労へという社会政策の世界的転換

の中で、日本においても WISE は一定の役割を占める可能性はあると考えられる。WISE の有効性を検討するためにも WISE の持つ要素の混合の構造の理論化と実証的研究が必要になるだろう。

注

¹ 失業者に職業を提供してきた「労働者協同組合」、主婦達が起こした「ワーカーズ・コレクティブ」、ホームレス支援を行う「あうん」などを日本における WISE の実践例とみなすことができる。

² 粕谷はサードセクター、社会的企業、社会的経済を同義で用いている。だが三者は区別されなければならない。欧州的な文脈においては、社会的経済とは協同組合を中心とする民主制を重視した民間の利益を優先しない経済領域であり、サードセクターとは欧州の社会的経済およびアメリカの非営利セクターを総称した概念である。一方で、社会的企業概念は社会的経済、非営利セクターの重なり合う、小規模で民主性を強調した生産活動を行う事業体のことを指す。

³ EMES はヨーロッパにおける社会的企業の研究ネットワークである。1996 年に発足し、サードセクターや社会的企業に関する調査研究を行っている。正式名称は L' emergence des entreprises sociales en Europe であり英訳は Emergence of Social Enterprise in Europe である。

⁴ <http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/index.pdf> から引用 (2009.3.5 アクセス)

⁵ 共同連 HP (<http://www.gambatta.net/kyoudou/>) より引用 (2009.2.12 アクセス)。

⁶ 定義のうち経済的要素は、A) 持続的な活動に財やサービスの生産と販売を行う、B) 高いレベルの自律性を持つ、C) 有意意味な水準のリスクを持つ D) 最小レベル以上の労働性がある、の 4 項目から成り、

社会的要素は E) コミュニティや特定の集団の利益という明白な目的がある、F) 市民の集団によって立ち上げが主導される、G) 資本所有に基づかない意思決定が行われる、H) 参加型の性質（活動によって影響を受ける多様な集団を巻き込むこと）を持つ、I) 制限された利潤の分配を行う、の 5 項目が要件とされる。

⁷ ただし、地域の企業や行政の代表者など EMES の研究においては重視される組織外部の利害関係者の参加は一部の共同連の団体には見られるものの、共同連一般の性質とは言えない。

⁸ 社会的排除という多面的な問題に対して WISE は多様なアプローチをとりうる。佐藤らの議論は社会的企業の一元性を強調する点でも問題がある。共同連が他の WISE と比較してどのような特徴をもちうるのか、という問いについての詳細は別稿にて論じたい。

⁹ ある障害者団体の機関紙に掲載された「A 共働作業所」代表者の文章からの引用。以下引用文中の下線は全て引用者による。

¹⁰ このような組織内の互酬は障害者の給与を高める反面で健常者の賃金を結果的に低いままにしているという側面がある。この点が共同連の事業所が拡大していかない要因であるとも考えられる。

¹¹ 「B 会」B 氏からの聞き取りによる（2008.9.26）。

¹² 「B 会」C 氏からの聞き取りによる（2008.7.25）。

¹³ 共同連における反能力主義はこのように過剰労働と満足度の高い労働を生じさせようという意味で両義的である。おそらく、共同連での働き方はいくつかの類型化が可能であると考えられる。いかなる層がいかなる条件・意識のもとで働いているのか、という論点についての検討は別稿にて行いたい。

¹⁴ 「A 共働作業所」代表者からの聞き取り（2008.7.12）。

¹⁵ 箕面市では「障害者事業所」、滋賀県では「社会

的事業所」、札幌市では「障がい者協働事業」という名称で制度が整備されている。

¹⁶ http://www.kyosaren.or.jp/news/2005/0401_1.pdf より引用。（2009.3.9 アクセス）

¹⁷ このことは互酬的資源に関しても関係する。もし障害者が健常者に比べて高い割合を占める状況であれば、組織内の互酬において健常者の負担はより大きくなると考えられる。

¹⁸ ある障害者団体の機関紙に掲載された A 共働作業所の文章からの引用。

¹⁹ 「A 共働作業所」代表者への聞き取りによる（2008.7.12）。

²⁰ 複数の目的を混合させるという性質は WISE 一般で見られることは、すでに指摘されている（Campi et al.2006: 30）。この視点は天野正子によるワーカーズ・コレクティブ研究ともその方向性を一とすると考えられる。この点については改めて論じたい。

²¹ このような取引は個人的なネットワークが基盤となることもある。例えば愛知の団体の関係者は次のように述べている。「私はずっと市民運動みたいなものやっていた。取引先とか。名古屋生活クラブだと、愛知生協の中にも友人がいるし、そういう人的なつながりみたいなものも今の基礎のなかにあって」（「B 会」A 氏からの聞き取り（2008.9.26））。

²² ただしこのように事業所として品質にこだわるという特徴は共同連だけに限らないという点には注意しなければならない。経営の自立を目指す積極的な共同作業所においても、他の作業所との差別化のためにこのような戦略を採用するところは少なくない。また生協が共同連の商品の取引先として大きな役割を占めることが多いのも、共同連に限らない。共同作業所は 80 年代からすでに生協との協力関係を築いてきた（鈴木他 1998）。

²³ 7つの要件とは以下の通りである。①障害者従業員が就労を継続し、維持できるように支援す

る機能を有すること、②障害者従業員は5名以上とし、かつ全従業員の一定以上を占めること。③社会的事業所の内外において、障害者理解等の啓発活動を行っていること。④従業員全員と雇用契約を締結すること。⑤事業所の経営機関に障害者自身が参画していること。⑥労働保険（労働者災害補償保険、雇用保険）の適用事業所であること。⑦事業所としての経営方針、経営計画が適切であるとともに、利益を上げるための経営努力が成されていること。（滋賀県 2005）

²⁴ きょうされんとは共同作業所の全国組織（旧称：共同作業所全国連絡会）、セルフ協とは授産施設の全国組織（全国社会就労センター協議会）、育成会

とは知的障害者の親達で作った全国組織（全日本手をつなぐ育成会）のことをそれぞれ指す。

²⁵ 障害者自立支援法の法内設備であれば、国からの補助がなされるが、県単独の制度である社会的事業所制度は全額県が補助しなければならないという違いがある。

²⁶ このように両事業所で制度の利用法に重点の違いが見られるのは、業種の違いに加えて両者が掲げる目的に若干の違いがあるということとも関係している。B事業体の場合、より多くの障害者の雇用の拡大を目的としている一方でC事業体の場合は現在雇用している従業員の待遇改善が目的としてより強調される。

文献

天野正子,1997,「『新しい働き方』としてのワーカーズ・コレクティブ」『高齢者と女性を中心とする新しい「働き方」についての研究』平成7-8年度科研費基礎研究研究成果報告書:1-9.

Campi, S, Defourny, J and Gregoire, O, 2006, "Work integration social enterprise: Are they multiple-goal and multi stakeholder organizations?" Nyssens, M, ed., *Social Enterprise: At the crossroads of market, public policies and civil society*, London: Routledge, 29-49.

Defourny, J, 2001, "Introduction: from third sector to social enterprise" , Borzaga, C and Defourny, J, eds., 2001, *The Emergence of Social Enterprise* London: Routledge, 1-28 (= 2004, 内山哲朗訳「サードセクターから社会的企業へ」内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝編『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社: 7-40.)

Defourny, J and Nyssens, M, eds., 2008, "Social enterprise in Europe: Recent trends and developments" *EMES working paper*.

Employment and Social Affairs, 2002, *The New Actors of Employment: Synthesis of the Pilot Action ' Third System and Employment*, European commission. '

Gardin, L, 2006, "A variety of resource mixes inside social enterprises" Nyssens, M eds., *Social Enterprise: At the crossroads of market, public policies and civil society*, London: Routledge, 111-136.

藤井敦史,2004,「NPO 論を超えて——社会的企業論の可能性」『都市問題』95 (8) : 49 - 68.

———,2007,「ボランティアセクターの再編過程と「社会的企業」」『社会政策研究』(7) 85-107.

濱口桂一郎,2000,「EU の地域雇用創出政策と第3のシステム（ソーシャルエコノミー）」『月間自治研』42 (1) :57-64.

岩田正美,2008,『社会的排除——参加の欠如 不確かな帰属』有斐閣.

- 粕谷信次, 2006, 『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元——持続可能な経済・社会システムへの「もう一つの構造改革」』時潮社.
- Kerlin, J, A, 2006, "Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from Difference" *Voluntas*, 17: 247-263.
- 菊地英明, 2007, 「排除されているのは誰か? ——「社会生活に関する実態調査」からの検討」季刊社会保障研究 43(1):4-14.
- 小松陽一・北島治, 2005, 「経営行動の多様性分析」『関西大学総合情報学部紀要「情報研究」』23:67-102.
- 共同連, 1997, 『明日へ共働つくる』共同連事務局.
- 前田由貴, 2007, 「“病気が助ける” エンパワーメントと地域生活——北海道浦河町べてるの家の実践」大沢真理編『生活の協同——排除を超えてともに生きる社会へ』日本評論社.
- 中川雄一郎, 2007, 『社会的企業とコミュニティの再生——第二版』大月書店.
- 中原耕, 2007, 「日本における障害福祉と就労者支援」埋橋孝文編『ワークフェア——排除から包摂へ』法律文化社.
- Nyssens, M, ed., 2006, *Social Enterprise: At the crossroads of market, public policies and civil society*, London: Routledge.
- OECD, 1999, *Social Enterprise*, Paris: OECD.
- 大沢真理, 2007, 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』岩波書店.
- Polanyi, K, 1977, *The Livelihood of Man*. (=玉野井芳郎・栗本慎一郎訳, 『人間の経済 I ——市場社会の虚構性』岩波書店.)
- 斉藤縣三, 1997, 「障害者の労働の可能性を拓く」『福祉労働』75: 67-74.
- , 2002, 「イタリア社会的協同組合と出会う旅」『社会運動』266: 31-39.
- 佐藤慶幸, 2007, 『アソシエーティブ・デモクラシー——自立と連帯の統合へ』有斐閣.
- 滋賀県, 2005, 『滋賀社会的事業所制度要綱』.
- 滋賀県社会的事業所協議会, 2008, 『対等な働きあいから、労働のユニバーサルデザインを求めて——滋賀県社会的事業所のあり方研究』.
- 滋賀県障害者施策推進協議会, 2004, 『障害者の就労支援に関する今後の方向性——共に働き、共に暮らす「滋賀モデル」の創造』.
- 鈴木勉, 1998, 『協同の仕事おこしで福祉を拓く——生協と共同作業所』かもがわ出版.
- 障害者労働研究会編, 2002, 『21世紀における障害者の就労と生活のあり方その環境条件に関する総合的調査』.
- 編, 2007, 『障害者労働研究会年報 No.4 (2005年度) 障害者の労働を拓く～障害者就労の今日的課題』.
- 田中夏子, 2004, 『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社.
- 谷本寛治編, 2006, 『ソーシャル・エンタープライズ——社会的企業の台頭』中央経済社.

(よねざわ あきら、東京大学大学院、from12to32@gmail.com)

(査読者 藤井敦史、朴姫淑)

On Resource Mix of Work Integration Social Enterprise

The Case of Kyo-do-ren

YONEZAWA, Akira

This paper aims to show the mechanism of "resource mix" in social enterprise, which reduces exclusion of the people who is excluded from the labor market. Some studies argue that social enterprise is an independent entity that opposes to the government and market. Other studies in Europe, however, point out that resources from the government, market and community are mixed within the social enterprise. In this paper, I emphasize the merit of the resource-mix approach, by analyzing the Kyo-do-ren case, where the resources from the various entities interact to encourage labor market participation of the disabled. Through this resource-mix mechanism, I argue that social enterprise contributes to eliminate social exclusion.

ハーベスト社 東京都西東京市向台町2-11-5
☎042-467-6441
http://www.harvest-sha.co.jp/

高校生のための社会学
未知なる日常への冒険
高校生のための社会学編集委員会編 本体価格二九〇〇円

旧植民地における日系新宗教の受容
台湾生長の家のモノグラフ
寺田喜朗著 本体価格四二〇〇円

人びとにとって「都市的なるもの」とは
新都市社会学・序説
奥田道大著 本体価格一八〇〇円

ネットワーク化・地域情報化とローカルメディア
ケーブルテレビの今後を見る
林茂樹・浅岡隆裕編著 本体価格二六〇〇円

アレックス・デミロヴィッチ著／仲正昌樹責任編集
非体制順応的知識人——批判理論のフランクフルト学派への発展（全四冊）

《第1分冊》戦後ドイツの「社会学」とフランクフルト学派
仲正昌樹監訳 菊判・三五六頁・五六七〇円

《第2分冊》戦後ドイツの学生運動とフランクフルト学派
出口剛司訳 菊判・二二八頁・三三六〇円

ボードリヤール再入門——消費社会論から悪の知性へ
塚原 史著 代表的著作十冊を選び、彼の写真論現代アート論も含めてこの特異な思想の全容をたどる。略年譜十著作リスト十語録等を付す。 八四〇円

性同一性障害——ジェンダー・医療・特例法
石田 仁編著 当事者への社会調査と先行研究言説の詳細な検討を元に、性同一性障害をめぐる議論を整理し、新たな論点を浮上させる本格的論集の誕生。 二九四〇円

仕事の再構築と労使関係——世紀転換点の日本と精密機械企業
中村真人著 精密機械産業と電子機器産業を例に経営者主導で労働生活の秩序が作り出されてくる過程を詳細な実態調査に基づき検討。 三九九〇円

グローバルツーリズムの進展と地域コミュニティの変容
吉原直樹編 ポストコロニアル／ポスト開発を踏まえた地域研究およびグローバル・ローカルを分析軸に捉えるミニエッセイ研究。 八一九〇円

御茶の水書房
〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 TEL 03-5684-0751